

県が各市町の納付金を算定・徴収し、市町が納付金を基に保険料(税)率を算定**《納付金、保険料(税)必要額等の算定方法》**

国ガイドラインの算定方法により、国が示す係数等を使用して算定

① 県が県全体の納付金総額を算定

県全体の保険給付費（医療分）、後期高齢者支援金、介護納付金ごと、公費等を控除し、県全体の医療分納付金、後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金を算定

② 県が市町ごとの納付金を算定

県全体の医療分納付金、後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金を、各市町の所得水準、被保険者数・世帯数により按分し、医療分はさらに各市町の医療費水準を反映して、各市町の納付金を算定

③ 各市町が納付金等を基に保険料(税)必要額を算定

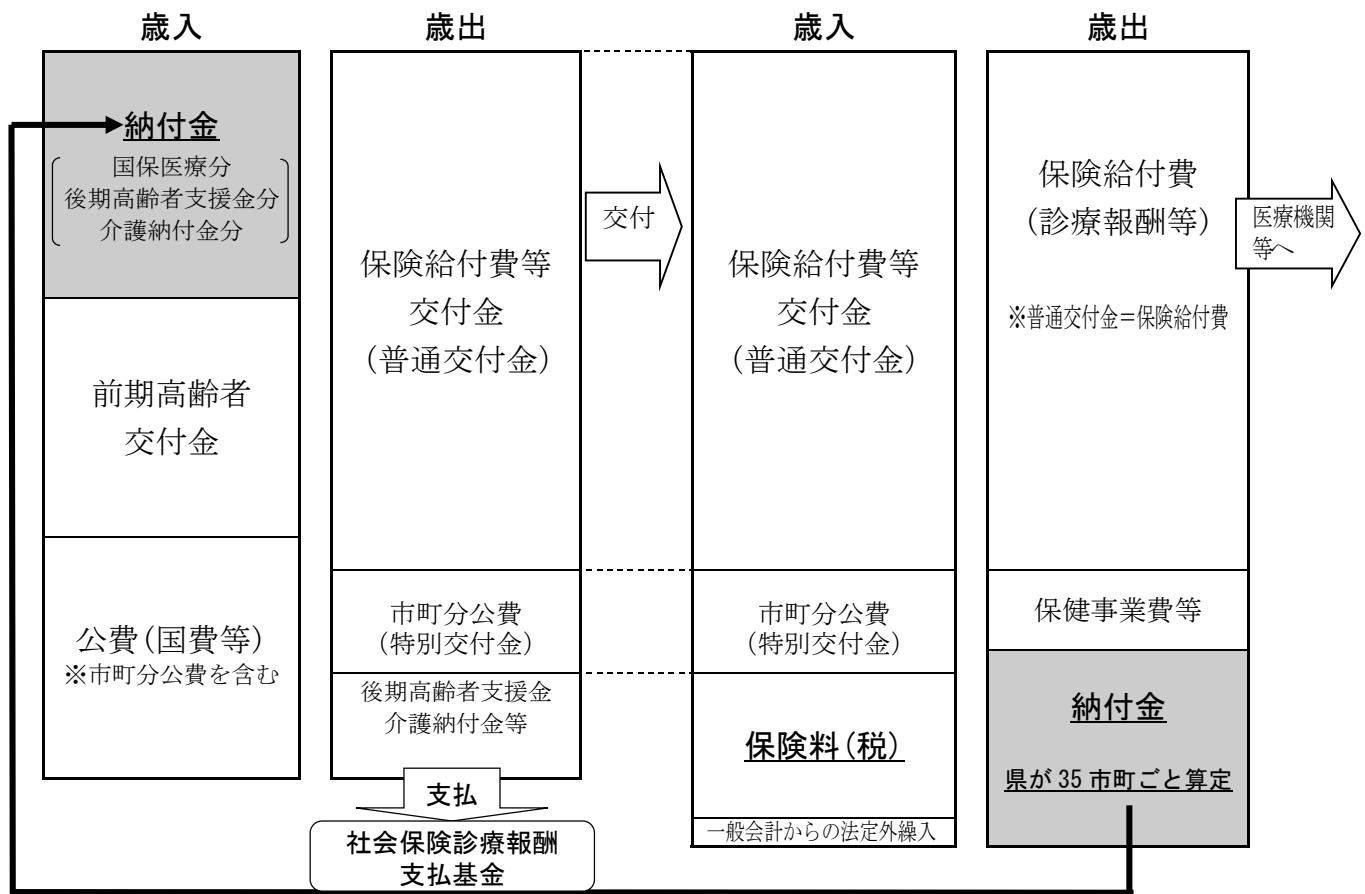
・納付金 + 保健事業費等見込－市町分公費等の見込 = 市町の保険料(税)必要額

→ 各市町は保険料(税)必要額を基に、県が算定する「標準保険料率」（※）を参考として、保険料(税)率を算定

※ 標準保険料率 県内統一の賦課方式（医療分・後期高齢者支援金分：3方式、介護納付金分：2方式）により算定した市町ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値

[県国民健康保険事業特別会計]**[市町国民健康保険事業特別会計]**

(35市町) ※35市町で個別に予算編成

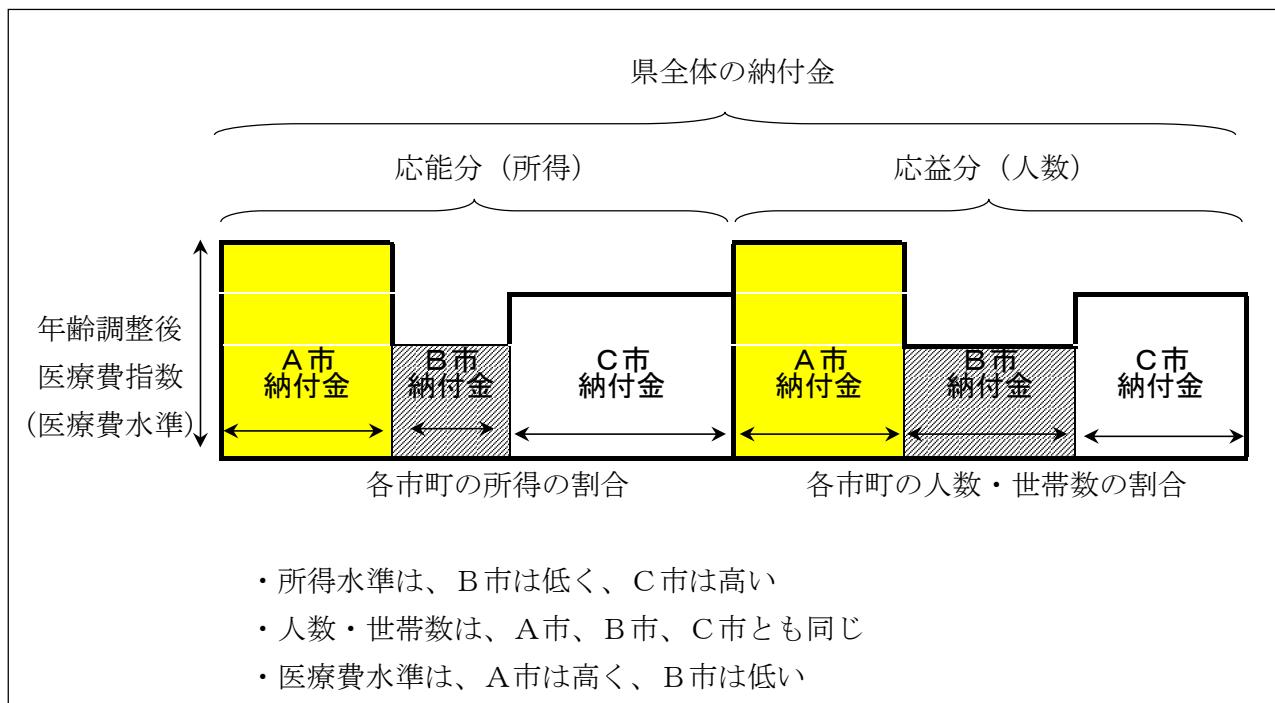


(注)主な項目のみ記載し、イメージとして標記

< 各市町の納付金の算定 >

- ① 県全体の医療分納付金、後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金ごと、国が示す係数を使用して応能分（所得）と応益分（人数・世帯数）に配分
- ② 応能分は各市町の所得の県全体に占める割合に応じて、納付金を算定
応益分は人数・世帯数の県全体に占める割合に応じて、納付金を算定
- ③ 医療分納付金は、さらに各市町の年齢調整後の医療費指数（医療費水準）により調整（参考2）
- ④ 応能分、応益分の納付金を合算して、各市町の納付金額を算定

○ 医療分納付金のイメージ図



○ 後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金のイメージ図

